

## 小金井市公民館運営審議会委員選考基準

### 1 公募委員の役割等

#### (1) 根拠規定

小金井市公民館運営審議会規則第2条第1項第4号に規定する公募市民

#### (2) 役割

社会教育法第29条の定めるところにより、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画・実施について調査審議する。

#### (3) 任期

令和7年9月9日から令和9年9月8日まで

#### (4) 会議

原則として定例会を年9回、平日1時間半から2時間程度。会議に出席した委員に対し、報酬（会長11,000円、委員10,000円）を支給する。

なお、研修や研究大会等公民館運営審議会以外の会議等の出席は、交通費実費のみ支払います。

### 2 募集と応募

#### (1) 募集人員 3人

#### (2) 募集対象

市内在住・在勤・在学者で、18歳以上（令和7年5月15日現在）の方。ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除く。

#### (3) 募集期間 令和7年5月15日（木）から令和7年5月30日（金）まで

### 3 選考方法

#### (1) 指定テーマ「小金井市における公民館の役割について」小論文（800字以内）

#### (2) 一次選考 書類審査 : 「応募申込書」及び「小論文」による審査

#### (3) 二次選考 面接審査 : 一次選考通過者を対象とした面接による審査

実施予定日：令和7年7月2日（水）を予定

（詳細は、一次選考通知によりお知らせします。）

### 4 応募方法

指定の応募申込書に必要事項を明記し、指定テーマの小論文とともに、令和7年5月30日（金）午後5時までに「持参」または「郵送（必着）」で公民館本館に提出してください。なお、在勤、在学の場合は証明書類を添付してください。

申込先 小金井市公民館庶務係

住 所 〒184-0004 小金井市本町二丁目15番11号

電 話 042-383-1184

## 5 選考基準

### (1) 一次選考

提出された公募選考応募申込書、小論文は次の各項目を審査し、得点集計により評価します。

- ① 社会教育に関する活動実績
- ② 社会教育に関する活動計画（委員に選出された場合の抱負）
- ③ 現状や課題を的確にとらえているか
- ④ 先見性があり、かつ現実的な主張であるか
- ⑤ 審議に必要な知識があるか
- ⑥ 具体的な問題解決の視点が示されているか
- ⑦ 整然とした論理展開がなされているか

### (2) 二次選考

一次選考通過者を対象に面接審査し、得点集計により評価します。

- ① 落ち着いて安心感の持てる応接態度であるか
- ② 自分の考えを明確に主張できるか
- ③ 論点を的確にとらえているか
- ④ 社会的に公平・中立な立場で審議できるか
- ⑤ 審議をまとめる協調性があるか

ただし、次の事項についても考慮するものとします。

男女に偏りがないように配慮します。

広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。

## 6 選考会議

公募委員の選考に当たっては、小金井市公民館運営審議会委員候補者選考会議を設置し、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長を選考委員とします。

## 7 選考結果

一次選考結果は、令和7年6月20日（金）に応募者全員に結果通知を発送する予定です。

二次選考結果は、対象者全員に通知するとともに市報（令和7年9月15日号予定）及び市のホームページに掲載します。

なお、応募小論文と在勤・在学証明書類は選考後、応募者に返却します。

## 8 その他

小金井市公民館運営審議会委員の公募・選考に関する庶務は、生涯学習部公民館庶務係において行います。